

事例表 7

雇用保険二事業における各事業の実施状況

事業名 (事業番号)		人材確保等支援助成金（中小企業基盤人材確保助成金）（20-012）				
実施主体		独立行政法人雇用・能力開発機構				
事業概要		<p>中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号、以下「中小企業労働力確保法」という。）第4条及び第7条に基づき、中小企業における雇用機会の創出、雇用管理の改善を図るため、事業主の新分野進出等に伴い、経営基盤の強化に資する労働者（基盤人材）を新たに雇い入れた場合に、当該基盤人材1人当たり140万円（雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域の場合は1人当たり210万円）（当該基盤人材の雇入れに伴い雇い入れられた当該基盤人材以外の労働者（一般労働者）1人当たり30万円（雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域の場合は1人当たり40万円））を助成（基盤人材5人を上限。一般労働者は基盤人材と同数まで）。また、生産性向上に資する人材を新たに雇い入れ又は大企業等から受け入れた場合に140万円（小規模事業所の場合は180万円）、当該人材の雇い入れに伴い雇い入れられた人材に30万円（小規模事業所の場合は40万円）を助成</p>				
年 度		平成 17	18	19	20	21
予算額 (千円)		16,618,110	4,472,950	4,470,500	4,718,980	4,685,200
目 標 と 評 価	目 標	「新分野進出等基盤人材確保実施計画」開始日から最終の第2期支給申請日の1年経過後までの1事業所当たりの雇用増加数（基盤人材を除く。）2人以上	「新分野進出等基盤人材確保実施計画」開始日から最終の第2期支給申請日の1年経過後までの1事業所当たりの雇用増加数（基盤人材を除く。）3人（同意雇用機会増大促進地域の場合は4人）以上	「新分野進出等基盤人材確保実施計画」開始日から最終の第2期支給申請日の1年経過後までの1事業所当たりの雇用増加数（基盤人材を除く。）3人（同意雇用機会増大促進地域の場合は4人）以上	①「新分野進出等基盤人材確保実施計画」又は「生産性向上基盤人材確保実施計画」開始日から最終の第2期支給申請日の1年経過後までの1事業所当たりの雇用増加数（基盤人材を除く。）3人（雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域については3.5人）以上 ②事業主等への助成金説明会において、アンケート調査を実施し、役立った旨の評価がえられた割合80%以上	①「新分野進出等基盤人材確保実施計画」又は「生産性向上基盤人材確保実施計画」開始日から最終の第2期支給申請日の1年経過後までの1事業所当たりの雇用増加数（基盤人材を除く。）3人以上（雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域については3.5人） ②事業主等への助成金説明会において、アンケート調査を実施し、役立った旨の評価が得られた割合80%以上

実績	目標の達成度合い	達成（実績 2.2 人）	達成（実績 3.7 人） 未達成（実績同意雇用機会増大地域 3.2 人）	達成（実績 3.14 人） ただし、同意雇用開発促進地域については目標未達成（実績 1.63 人）	①達成（実績 4.12人） ただし、雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域については未達成（実績 2.35人） 目標達成率67% ②達成（実績 88.2%）	—
	事業執行率	27%（4,416 百万円／16,618 百万円）	91%（4,072 百万円／4,473 百万円）	支給金額（百万円） 89%（3,974 百万円／4,471 百万円）	支給金額（百万円） 80%（3,760 百万円／4,719 百万円）	—
	評価結果	施策としては、原則継続。必要に応じて手法の改善を行う。	C	X	C	—

〈調査結果〉

1 類似事業（項目 1（1）－イ関係）

（事例表 10（地域雇用開発助成金（中核人材活用奨励金））（20-020）参照）

2 申請書類の簡素化（項目 1（2）－イ関係）

「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の促進のための相談その他の援助等実施要領」（以下「実施要領」という。）によれば、当該助成金を支給しようとする場合、

- ① 中小企業労働力確保法第 4 条第 1 項に基づき、「労働力の確保を図るための労働環境の改善、福利厚生の充実、募集方法の改善その他の雇用管理の改善に関する事業（以下「改善事業」という。）の計画」（以下「改善計画」という。）を都道府県知事に提出し認定を受ける、
- ② 独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「(独)雇用・能力開発機構」という。）都道府県センター（以下「地方センター」という。）に対し、上記①の改善計画に基づいて、実施計画（改善事業の実施に関する計画）を提出し、地方センター総括所長の認定を受ける、
- ③ 上記①、②の認定を受けたのち、実施要領に定められた書類を添付の上、支給申請を行う、として、手続きを行うこととされている。

しかし、今回、8 地方センター（北海道、宮城、東京、愛知、大阪、広島、香川及び福岡）における業務の実施状況について調査した結果、地方センターへの実施計画の認定申請から支給申請までに、添付する必要性が低い書類が下記のとおりみられた。

- i) 地方センターは、実施計画の認定申請時において、「改善計画認定通知書（写）」のほか、

「改善計画認定申請書及び当該認定申請書に添付した全ての書類（写）」を提出させているが、地方センターへ提出する実施計画は、本助成金を受給するための計画であり、都道府県知事に認定された改善計画の内容とは多少異なっていることから、「改善計画認定通知書（写）」の提出さえあれば「新分野進出等若しくは生産性の向上に係る改善計画の認定を受けた個別の中小企業主であること」という支給要件を満たすものであって、これ以外に「改善計画認定申請書及び当該認定申請書に添付した全ての書類（写）」を添付させる必要性は低いと考えられる。

- ii) 地方センター支給申請時において、添付書類のうち、①「新分野進出等基盤人材確保実施計画（変更）認定通知書」、②「対象労働者に係る個人別の労働者名簿」、③「前年度あるいは前々年度の労働保険料の納付書及び領収証書（写）」を提出させているが、①については、地方センターが既に作成し、事業所へ通知しているものであり、添付する必要はないと考えられ、②については、申請事業主が雇用する常用労働者及び雇用しなくなった常用労働者の氏名、離職年月日等が明らかにされた労働者名簿（写）を提出させていることから、必要性は低いと考えられる。

また、③については、労働保険料の滞納の有無を確認するためであるとしているが、別の助成金である「人材確保等支援助成金（建設教育訓練助成金）（20-031）」の支給申請に係る審査において、納付書・領収証書の添付とともに、労働保険料の滞納状況は、地方センターから労働局へ照会して確認を行っているとの報告がされており、当該助成金についても、同様な手段により確認でき、添付の必要性は低いと考えられる。

- iii) このほか、実施要領によると、決められた添付書類以外に「その他担当センター総括所長が必要と認める書類」とあり、広島センターでは、通勤届を添付させている。このことについて、同センターは、「対象労働者の要件を確認するため、実際に当該事業所に通勤可能な者かどうか判断、すなわち勤務しているかどうかの判断を行うため、添付させている」としている。しかし、労働者名簿、辞令書及び出勤簿を添付させていることから、支給申請対象労働者の勤務実態は把握が可能であり、通勤届まで添付する必要はないと考えられる。

なお、今回事業主からもヒアリングを行ったところ、以下の意見が聞かれた。

- ① 調査対象とした事業主から第1期支給申請に添付した書類で変更がないものであっても、第2期支給申請時に同じように提出を求められている。第1期支給申請時に提出しているのに、変更がなければ、重ねての提出は必要ないのではないか（1事業主（北海道））。
- ② 申請書類については、多いとは思ったが、審査において必要なものであり、それなりのものを用意しなければならないと考えている。しかし、改善計画を県に提出する際及び認定・支給申請を機構に提出する際に、同じような書類のコピーを添付することがあるので、連携を密にすることにより、省略できないものか（1事業主（香川県））。

3 申請手続の迅速化（項目1（2）－キ関係）

（独）雇用・能力開発機構は、「独立行政法人雇用・能力開発機構中期計画」（平成19年3月23日付厚生労働省発能第0323008号認可、変更：平成21年3月30日付厚生労働省発能第0330003号認可）において、「第1業務の改善に関する目標を達成するためとるべき措置」と

して、「助成金の支給、融資等の業務については、適正支給に配慮しつつ、平均処理期間（申請書の受付から支給等の決定までの期間）が特に長い助成金等について平均処理期間を短縮することとし、中期目標期間（注：平成 19 年 4 月 1 日から 24 年 3 月 31 日までの 5 年間）の最終年度までに、1 件当たりの平均処理期間を平成 18 年度実績と比べて 5 % 以上短縮する。」としている。

本助成金について、(独)雇用・能力開発機構は、従来から、中期計画に定めた平均処理期間の短縮を達成するため、年度ごとに機構全地方センターとしての平均処理期間の目標を設定し、各地方センターでは、これを達成するための独自目標を設定している。

調査した 8 地方センターにおける目標とされる処理期間及び実績についてみると、下表のとおりであり、また、平成 20 年度の平均処理期間の実績が長い地方センターは、東京センター（148 日）及び埼玉センター（142 日）、短い地方センターは、長崎センター（5 日）及び徳島センター（6 日）となっている。

表 中小企業基盤人材確保助成金に係る支給申請 1 件あたりの平均処理期間

(単位：日)

地方センター	平成 17 年度		18 年度		19 年度		20 年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績
北海道	78	48	55	25	24	24	24	23
宮城	36	15	36	62	36	63	52	28
東京	89	85	55	91	85	115	52	148
愛知	83	75	55	54	52	51	52	48
大阪	46	44	46	51	46	50	50	31
広島	21	23	21	19	18	19	30	18
香川	30	28	30	30	28	20	28	43
福岡	38	33	38	36	35	39	34	40

(注) 当省の調査結果による。

これによると、設定された目標及び実績の双方に地方センターによる差がみられるとともに、目標期間内に処理できていない地方センターが複数みられる。これについて、(独)雇用・能力開発機構本部は、「大都市圏は申請件数が多く、また、他地域と同様に短期間で処理するまでの実施体制が整っていないため、機構全体としての目標値を達成するに至っていない」としている。

しかし、例えば、東京センターの目標は、過去の実績等を勘案し他のセンターのものとは比べ長期の設定とされてきたにもかかわらず、実績は目標の期間を大幅に超過するとともに、その期間は、平成 17 年度 85 日から 18 年度 91 日、19 年度 115 日、20 年度 148 日（17 年度の 1.7 倍）へと、年々長期化している。

(注) 東京センターでは平成 18 年度から審査担当の嘱託員の勤務形態が変更（フルタイムの勤務形態であったが、勤務日数が制限された）になり、その分処理できていないとしている。

今回、東京センター管内の事業主にヒアリング調査を行った結果、本助成金については、支

給されるまでが非常に長く、平成 20 年 12 月に申請したにもかかわらず、いまだに支給されていない状況にある（平成 21 年 5 月 18 日現在。申請から 5 か月以上経過）という例があった。また、「本助成金の申請に当たって購入した」と申請書に記載した物品について、後日、(独)雇用・能力開発機構による「調査予定」とされているため、その後故障したにもかかわらず処分することもできず困っているとの意見が聞かれた。

4 評価の実施状況（項目 3 - ア関係）

本事業について、厚生労働省は、「②事業主等への助成金説明会において、アンケート調査を実施し、役立った旨の評価が得られた割合 80%以上」と目標を設定している。しかし、アンケートの内容をみると、説明会の理解度やその理由、活用見込みなどを聴取し、集計するものにとどまっている。これは、助成金説明会の満足度を測るものでしかなく、本事業の活用による指標としては適当でない。

5 評価手法（アンケート調査）（項目 3 - イ関係）

上記 4 のとおり、目標を把握するためにアンケート調査を実施しているが、今回調査した 8 地方センター（北海道、宮城、東京、愛知、大阪、広島、香川及び福岡）のうち、2 地方センター（香川及び福岡）における助成金説明会では、他の助成金の説明も併せて行い、アンケート調査は、説明会全体に対する評価に関するものとなっており、個々の助成金制度に関する評価が得られていない。